

令和3年6月25日  
大臣官房総務課

## 「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定

令和3年度の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（令和3年7月1日施行）

### I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。

### II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

#### **(1) 大臣官房参事官の数の変更**

整備新幹線等における環境対策等や地方鉄道における災害復旧等に関する鉄道事業者や関係自治体との調整に係る体制を強化するため、大臣官房参事官の数を1人増加させる（18人→19人）。

#### **(2) 国土政策局計画官の数の変更**

国土政策局内の業務体制見直しにより、計画官2名で分担していた業務を1名に集約させる。

#### **(3) 住宅局における参事官2人の新設**

マンション政策及び民間賃貸住宅政策に一体的に対応するための体制強化並びに建築物に係る基準の設定及び見直しを一元的に担うための体制強化のため、住宅関係事務及び建築関係事務について、それぞれ参事官を一人ずつ新設する。

#### **(4) その他所要の改正**

### III. 今後のスケジュール

公 布：令和3年6月30日（水）

施 行：令和3年7月1日（木）

#### **【問い合わせ先】**

大臣官房総務課 法規第七係長 松木 直通：03-5253-8185（内線21-484）

代表：03-5253-8111

FAX：03-5253-1523